

マーケティングを活用した事業計画策定支援事業実施要綱

31 公東観地事第6号

平成31年 4月1日

4 公東観地事第1474号

令和5年2月28日

6 公東観地事第1830号

令和7年2月7日

(目的)

第1条 国内外からの旅行者の多様なニーズに対応し、更なる旅行者誘致につなげるためには、地域が主体となって取り組む観光まちづくりを推進するとともに、地域の担い手である観光協会等の経営力の強化や、観光協会等に加え多様な主体との連携を図っていく必要がある。そのため、地域の多様な主体が連携したマーケティングを活用する事業に対して支援を行うことで、地域主導の自主的な活動を充実させ、東京全体の観光産業振興の底上げと観光を通じた地域の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 「観光協会等を含む地域の多様な主体の連携による協議会」とは、地域の観光産業振興の推進を主たる活動目的とし、区市町村又は東京都との連携の下に設立された観光協会等を含んだ、商工会・商工会議所、NPO法人、民間企業等で構成された協議会をいう。

(事業内容)

第3条 次の各号に該当する事業を、マーケティングを活用した事業計画策定支援事業（以下「支援事業」という。）として選定し、公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）の委託により事業化する。

- (1) 旅行者誘致に必要なマーケティング調査及び分析
- (2) 調査分析及び事業計画策定の助言を行うためのアドバイザー派遣
- (3) マーケティング調査及び分析を基にした事業計画等の策定
- (4) その他、財団が必要と認めるもの

2 支援事業の選定件数は3件程度とする。また、本事業の委託事務の執行に要する費用については、委託料として受託者に支払うものとする。

(委託料の額)

第4条 財団が受託者に交付する委託料の額は、上限9,000千円（税込）とする。

(企画案の公募)

第5条 財団は、観光協会等を含む地域の多様な主体の連携による協議会（以下「企画提案者」

という。)から、支援事業の企画案(以下「企画案」という。)を公募する。

- 2 公募に必要な事項は、「マーケティングを活用した事業計画策定支援事業募集要領」に定める。

(審査選定委員会の設置)

第6条 企画案について、適正な審査を行うため、マーケティングを活用した事業計画策定支援事業審査選定委員会(以下「審査選定委員会」という。)を設置する。

- 2 審査選定委員会での書類審査等に基づき、財団が支援事業の企画案の選定を行う。ただし、公募により提出された企画案が多数の場合、審査選定委員会で審査する企画案については財団が決定する。
- 3 審査選定委員会について必要な事項は、別に定める。

(企画案の決定)

第7条 財団は、審査選定委員会の結果について、マーケティングを活用した事業計画策定支援事業企画案採用決定通知書(別記第1号様式)又は、マーケティングを活用した事業計画策定支援事業企画案不採用決定通知書(別紙第2号様式)により、企画提案者に通知する。

(事業実施者の決定)

第8条 企画案を基に財団が委託仕様書を作成し、企画提案方式等により事業実施者を決定し、委託契約を締結して事業を実施する。

なお、決定した事業実施者について、財団から企画提案者に対し、マーケティングを活用した事業計画策定支援事業実施事業者決定通知書(別記第3号様式)により通知する。

(実施方法)

第9条 支援事業の実施に当たり、財団、企画提案者及び事業実施者の3者が連携して事業を実施する。

- 2 支援事業の実施については、企画提案者及び事業実施者から事業実施報告書等の提出を受け、確認・検証を行うものとする。
- 3 支援事業については、事業名、提案内容及び取組状況等を公表し、普及啓発を行うものとする。
- 4 支援事業の実施に当たり、次の各号に該当する場合には、財団は選定の取消しを行い、速やかに事業を中止する。
 - (1) 支援事業の実施に当たり、当該事業の趣旨を逸脱したとき。
 - (2) 企画提案者又は事業実施者が支援事業の実施を中止しようとするとき。
 - (3) 公募に当たり虚偽の応募を行うなど、不正な行為があったとき。
 - (4) 前3号に定めるもののほか、財団理事長が選定するに当たらないと判断したとき。
- 5 その他支援事業の実施に必要な事項は、別に定める。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は平成31年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は令和5年2月28日より施行する。

附 則

この要綱は令和7年2月20日より施行する。